

## 日英財務協議及び金融規制フォーラムに係る共同声明（仮訳）

2023年11月27日

1. 日本（財務省、金融庁）と英国（財務省、イングランド銀行、金融行為規制機構）は、2023年11月27日、東京において、第5回財務協議（FD）及び第2回金融規制フォーラム（FRF）を開催した。この2つの協議は、経済、財政、金融規制に関する幅広い論点について深く有意義な意見交換を促進するため、合同で開催された。午前はマクロ経済・財政とデジタル経済に関するFD/FRF合同セッションを2つ実施し、午後はFDとFRFのセッションに分かれて並行して実施した。
2. 日本側は、財務省は神田真人財務官、金融庁は有泉秀金融国際審議官が代表を務めた。英国側は、財務省はリンジー・ホワイト国際金融局長、リチャード・ノックス国際金融サービス課長、イングランド銀行はゼルターシャ・マリク国際政策・戦略課長、金融行為規制機構はリチャード・ウェイト国際課長が代表を務めた。
3. 我々は、2020年に署名された日英包括的経済連携協定や、2023年に岸田文雄首相とリシ・スナク首相が署名した、強化された日英のグローバルな戦略的パートナーシップに関する広島アコードに基づく、日英間の緊密な経済関係の継続を歓迎する。
4. 困難なグローバル課題に取り組む上で極めて重要な役割を果たすという共通の決意を固めるため、我々はこの共同声明を発表する。この共同声明は、民主主義、人権、法の支配、多国間主義といった我々の基本的価値に支えられた、主要な課題に対する我々の共通の見解を示すものである。
5. 我々は、ウクライナに対する揺るぎない支援を再確認し、ロシアのウクライナに対する不法かつ、不当で、いわれのない侵略戦争を非難することで結束する。ロシアの戦争は、悲劇的な人命の損失と財産及びインフラの破壊を引き起こし、世界的な食料不安を増大させ、世界経済の課題を悪化させた。この観点から、私たちは、インフレ率の上昇、世界的な債務基準、地政学的緊張の高まり、不安定な為替・金融市場など、現在の世界経済および国内経済の課題、ならびにこれらの問題を管理し、財政や構造の改革を進展させるために、各国政府や金融規制当局が実施しているアプローチについて、意見交換および分析を行った。
6. デジタル経済について、我々は関連するリスクと課題に対処しつつ、デジタル変革の潜在力を最大化するために協働することに合意した。我々は、それぞれの法域における中央銀行デジタル通貨（CBDC）、暗号資産及びステーブルコイン分野の進展に関する情報を共有した。
7. 我々は、暗号資産市場のクロスボーダーな性質について議論し、証券監督者国際機構（IOSCO）及び金融安定理事会（FSB）の勧告を歓迎した。これらの勧告は、両国がグローバルに整合的かつ効果的な実施に向けて取り組むものである。我々は、非FSBメンバー法域によるものを含め、勧告の広範、迅速かつ協調的な実施の重要性を強調した。我々はまた、英国の提案するステーブルコインの規制枠組み、及び日本のステーブルコイン

の規制枠組みについて議論した。

8. CBDC について、我々は、リテール CBDC は透明性、法の支配、健全な経済ガバナンス、サイバーセキュリティ及びデータ保護を十分に考慮して設計されるべきであることを再確認した。我々は、IMF が作成した、政策ガイダンスと能力開発のためのインプットを提供し、進化する経験、知見、政策見解を反映する CBDC ハンドブックを歓迎する。
9. 我々は、必要な限り続けられるウクライナに対する我々の揺るぎない支援を再確認する。我々は、ウクライナの緊急の短期的な資金ニーズへの支援と、その他の深刻な影響を受けた国々を支援を継続することに引き続き強くコミットしている。我々は、ウクライナの重要インフラの修復、復旧及び復興を引き続き支援する。我々は、ロシアがウクライナの長期的な再建の費用を支払うようにする我々の取組を続ける。我々はまた、それぞれの法制度と国際法に整合的に、ウクライナ支援のためのあらゆる可能な方策を探求する。我々は、ロシアに対する制裁の効果を引き続き注意深く監視し、制裁の履行確保を強化することを含め、必要な場合には更なる措置を講じる。
10. 我々は、日本の G7 議長国下における、経済の安全保障と強靱性の確保に向けた進展を歓迎し、グローバルな課題に対する多国間及び二国間の協力の重要性を再確認した。我々は、サプライチェーンの強靱性を強化するために協力することに合意した。我々は、世界銀行・IMF 年次総会の機会に、「RISE（強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）に向けたパートナーシップ」の成功裏の立ち上げに貢献し、日本は総額 2,500 万米ドル、英国は 200 万ポンドの当初拠出を表明した。我々は、クリーンエネルギー製品のサプライチェーンを多様化するために、現地の関連情報を共有し、RISE が取り組むべき課題を特定するための現地情報プラットフォームの試行等を通じて、RISE の実施においてさらに協力することに合意した。
11. 我々は、国際金融アーキテクチャーを強化するために引き続き協力することに合意した。我々は、50%のクォータ比例増資を伴う IMF の第 16 次クォーター一般見直しを 2023 年 12 月 15 日までに完了するための IMF 総務会に対する提案が、IMF 理事会より承認されたことを歓迎する。我々はまた、G20 による MDBs の自己資本の十分性に関する枠組の独立レビューの提言の更なる実施に向けたコミットメントを再確認した。我々は、世界銀行における譲許的資金の配分の枠組みの設計について協調する。低所得国に対する債務圧力の高まりを踏まえ、我々は、「共通枠組」の実施を改善することの重要性を再確認した。我々は、脆弱な中所得国の債務問題に対処するため、全ての公的二国間債権者を含む多国間の協調の必要性を再確認した。我々は、全ての二国間債権者が、債務データの正確性と透明性を高める債務データ共有の取組に参加することを奨励する。両国はまた、気候変動に対する強靱性を取り入れた借入条項（CRDC）の展開の進展を歓迎する。
12. 我々は、2 本の柱の国際課税パッケージの迅速な実施に対して引き続きコミットしている。我々はまた、2 本の柱の国際課税パッケージを効果的に実施するための途上国における能力構築に向けた協調した取組の必要性を認識する。
13. 気候に関して、我々は、パリ協定の目標達成に向けたコミットメントを再確認し、2050 年までにネットゼロ排出量を達成するためのそれぞれの道筋について議論した。我々は、COP28 において建設的に協力することを期待しており、パリ協定の摂氏 1.5 度という目標を射程に入れ続けるために、大排出国を含む全ての国が協力することの重要性を認識

している。

14. グローバル・ヘルスに関して、我々は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた進展の加速を含む、連携の強化と強靱なグローバル・ヘルス・アーキテクチャの構築に対する我々の継続的なコミットメントについて議論した。我々は、将来のパンデミックに対する予防、備え、対応を強化する必要性を再確認した。我々は、パンデミック対応のためのファイナンス・メカニズムをどのように最適化し、よりよく調整し、適切に強化しうるかについて検討する G20 財務・保健合同タスクフォースの作業を加速させるために協力する。
15. 我々は、日本の G7 国議長下で議論されている、ウェルフェアを測定する際の重要な原則と、様々な指標を政策枠組に組み込むための潜在的な方法について意見交換を行った。我々は、国内総生産（GDP）のような集計された単一の指標では、ウェルフェアの重要な要素を完全に捉えることはできないと認識した。我々は、情報やベスト・プラクティスの共有を含め、この分野での対話を継続することに合意した。
16. 我々は、それぞれのフィンテック市場におけるイノベーションと発展、及びこの分野の成長と発展を促すビジネス環境を支援することの利益について議論した。
17. 我々は、それぞれの法域におけるサステナブルファイナンスの分野の進展に関する情報を共有した。議論の焦点は、移行計画、サステナビリティ報告、ESG 格付けに当てられた。我々は、移行計画および気候関連財務情報開示に対するそれぞれのアプローチに関するアップデートを提供した。我々は、FSB や G20 といった多国間の場における成果を活用することにより、法域を越えた移行計画及び開示に対する共通のアプローチを発展させることを含め、モメンタムを維持し、共有された優先事項を進展させるために協力することの重要性について合意した。特に、我々は最終的な ISSB 基準の広範な採用と実施の促進に関する ISSB の努力を引き続き支援することに合意した。
18. 資産運用分野では、参加者は、それぞれの法域における資産運用業界の改革について意見交換を行い、金融庁は、資産運用立国の実現に向けた施策の概要を説明した。英国は、この分野における新しく革新的技術の可能性を特定し、活用するための資産運用タスクフォースの作業を強調した。我々はこの分野におけるこれらの取組みの重要性を認識した。
19. ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、我々は、オープンエンド型ファンド、マージンコール、ノンバンクのレバレッジを含む、金融安定リスクに対処するための国内的・国際的取組みの重要性に留意した。我々は、国内の枠組みにおける、国際的に合意された基準の実施及び国際機関による政策実施の適切な監視の重要性について議論した。我々はまた、それぞれの地域において必要な政策を推進する上で各法域が果たす役割に留意した。
20. 銀行分野では、我々は 2023 年春に発生した銀行を巡る混乱について議論し、教訓を引き出すとともに、銀行の規制及び監督に関する意見交換を行った。加えて、我々は、それぞれの法域における最終化されたバーゼル 3 改革の実施状況について相互に情報交換し、バーゼル 3 の枠組みの全ての要素を完全に、整合的に、かつ可能な限り早期に実施することの重要性を再確認した。

21. 我々は、保険監督者国際機構（IAIS）の主要なプロジェクト及び IAIS 執行委員会の議長に就任した有泉氏のリーダーシップの下での今後の道筋について議論した。我々は、直近の議長であり多大な遺産を残したヴィッキー・サポルタ イングランド銀行健全性政策担当理事の下で行ったように、IAIS において野心を持って協働するとのコミットメントを再確認した。我々は、国際資本基準を含む IAIS の主要なプロジェクトを進展させることへの我々の共通の関心を改めて表明し、自然災害保護プロテクションギャップに関する IAIS の最近の報告書を歓迎した。
22. 我々は、次回の財務協議と金融規制フォーラムがロンドンで開催されることを期待する。

